

限定提供データに関する指針(案)に対する意見

■意見1

・該当箇所

P.11 「③電磁的管理性に該当しない場合」における<原則として「電磁的管理性」を満たさないと考えられる具体例>

・意見内容

例として「DVDで提供されているデータについて、当該データの閲覧はできるが、コピーができないような措置が施されている場合」が挙げられているが、電磁的管理性の該非についてより詳細な解説を示していただきたい。

・理由

コピーの可否は関係なく、格納されているデータファイルを閲覧するためにパスワードがかけられていれば、電磁的管理性を満たすという趣旨でよろしいのか確認したい。

また、例えばDVDの盤面に秘密表示をした上で、開示先を明記した場合、かかる記載を「限定された特定の者に対して提供するものとして管理する意思が、外部に対して明確化」されていると評価することができる一方で、技術的なアクセス制限措置がなされていない場合には電磁的管理性を満たさないという趣旨でよろしいのか確認したい。

■意見2

・該当箇所

P.19 「2. 「取得」について」における<原則として「取得」に該当すると考えられる具体例>での※箇所

P.20 「3. 「使用」について」における<原則として「使用」に該当すると考えられる具体例>での※箇所

・意見内容

『「取得」の蓋然性が高い』または『「使用」したり「開示」したりする蓋然性が高い』に該当する具体的なケースと解説を示していただきたい。

・理由

どのような場合に蓋然性が高いと評価され予防的差止請求の対象となるのか明らかでなければ、実務上、不正競争行為への該当性の判断やかかる請求を受けるリスクへの低減/回避策の検討・対処が困難であるため。

以上